
 条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月31日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第24号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第155条の13」を「第155条」に改める。

第5条第3項第3号を削り、同項第4号中「の種別割（法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下同じ。）」を削り、「第155条の3ただし書」を「第146条ただし書」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「の種別割」を削り、同号を同項第4号とする。

第26条中「第155条の7第4項」を「第150条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2号中「若しくは法第74条の10第1項若しくは第3項」を「又は法第74条の10第1項若しくは第3項」に改め、「又は法第161条第1項の規定による申告書」を削り、同条第4号中「又は第161条第2項」を削る。

第36条第3項中「に係る所得を」を「（法第23条第1項第15号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を」に改める。

第77条第1項中「10万円」を「16万円」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第86条の4第1項中「第153条において同じ。」を削る。

第142条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「第155条の12」を「第154条」に、「当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者」を「その所有者」に、「種別割を」を「自動車税を」に改め、「種別割によって、それぞれ」を削り、同条第2項を削る。

第143条第1項中「自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下「自動車の取得者」という。）及び」を「買主を」に改め、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第144条（見出しを含む。）及び第145条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第146条から第155条の2までを削る。

第155条の3の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1号中「道路運送車両法第4条」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条」に改め、同条を第146条とする。

第155条の4の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号ア(ア)中「第149条第1項第1号」を「附則第12条の3第1項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「同項」を「同項（同号に係る部分に限る。）」に改め、同条を第147条とする。

第155条の5（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第148条とする。

第155条の6（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第149条とする。

第155条の7の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に、「第155条の5」を「第148条」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第4項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第5項及び第6項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第150条とする。

第155条の7の2（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第150条の2とする。

第155条の8の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）」に、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、同項第2号中「第155条の3」を「第146条」に改め、同項第5号中「第146条第3項」を「第146条第2項」に改め、同条第2項中「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第151条とする。

第155条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第152条とする。

第155条の10の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第153条とする。

第155条の11第1項中「種別割額」を「自動車税額」に、「当該種別割の」を「当該自動車税の」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「種別割に」を「自動車税に」に改め、同条を第153条の2とする。

第155条の12の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第145条第3号」を「第145条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「身体障害者」を「身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者」という。）」に改め、同項第2号中「重度身体障害者等」を「身体障害者のうち規則で定める重度の障害を有する者（以下この号において「重度身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号において「精神障害者」という。）（以下この号において「重度身体障害者等」という。）」に改め、同条第2項中「身体障害者等」を「身体障害者等（身体障害者又は精神障害者をいう。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同項第2号中「種別割の」を「自動車税の」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割に」を「自動車税に」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に、「免許情報記録個人番号カード」を「免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第2号の2中「免許情報記録の番号」を「免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下この号において同じ。）の番号」に改め、同条第5項中「特定免許情報」を「特定免許情報（道路交通法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）」に改め、同条第6項及び第7項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第154条とする。

第155条の13（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第155条とする。

付則第9条の前の見出し及び同条を削る。

付則第9条の2に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項」を「には、法附則第5条の4第1項」に、「合計額」を「合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）」に改め、同条第2項中「付則第9条の2第1項」を「付則第9条第1項」に改め、同条を付則第9条とする。

付則第9条の2の2第1項中「付則第9条及び」及び「付則第9条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、」を削り、同条第2項中「付則第9条及び」及び「付則第9条第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、」を削り、「附則第5条の4の2第1項」を「附則第5条の4第1項」に改め、同条を付則第9条の2とする。

付則第9条の2の3第2項中「付則第9条の2の3第1項」を「付則第9条の2の2第1項」に改め、同条を付則第9条の2の2とする。

付則第9条の2の4中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を付則第9条の2の3とする。

付則第9条の2の5中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を付則第9条の2の4とする。

付則第16条及び第17条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

付則第21条第1項中「第3項において同じ。」を削り、「以下この条」を「福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項」に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第2項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に、「土地（」を「土地（福島県の区域内にあるものに限る。）」に、「令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「所在していた農用地」を「所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第22条の5から第22条の10までを次のように改める。

第22条の5から第22条の10まで 削除

付則第23条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるもの」に、「法附則第12条の3第1項」を「同項」に、「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その

他の同項に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。以下」に、「第155条の4第1項第3号ア(ア)に」を「第147条第1項第3号ア(ア)に」に、「第155条の12第1項」を「第154条第1項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の4第1項及び第2項」を「第147条第1項及び第2項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。次号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車（平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

付則第23条第1項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

付則第23条第2項中「第155条の4第1項及び第2項」を「第147条第1項及び第2項」に、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第147条第1項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同項の表中「第155条の4」を「第147条」に改める。

付則第23条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第147条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

基準で法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第3項第1号に規定する総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号に規定する総務省令で定めるもの

付則第23条の2第1項中「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の4第1項」を「第147条第1項」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「第155条の12第1項」を「第154条第1項」に、「法第146条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に改め、「の種別割」を削り、「第155条の12第3項」を「第154条第3項」に改め、同条第4項中「の種別割」を削り、「第155条の12第3項の」を「第154条第3項の」に改め、同項の表中「第155条の12」を「第154条」に改める。

付則第30条の2第2項第3号中「、第9条第1項及び第9条の2第1項」を「及び第9条第1項」に改め、同項第4号中「付則第9条の2の4及び第9条の2の5」を「付則第9条の2の3及び第9条の2の4」に改め、同条第5項第3号中「、第9条第1項及び第9条の2第1項」を「及び第9条第1項」に改め、同項第4号中「付則第9条の2の4及び第9条の2の5」を「付則第9条の2の3及び第9条の2の4」に改める。

付則第35条中「付則第9条の2第3項及び第9条の2の2第3項」を「付則第9条第

3項及び第9条の2第3項」に改める。

（高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第2条 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年高知県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し及び同条を削る。

第5条に見出しとして「（自動車税の課税免除）」を付し、同条第1項中「供する自動車」を「供する自動車（地方税法第145条に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（個人の県民税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 施行日前に高知県税条例第130条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第131条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第130条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の高知県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第153条第1項又は第154条第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧条例第153条第5項若しくは第154条第2項の規定による還付又は旧条例第153条第6項（旧条例第154条第4項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第27号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第155条の7第5項」を「第150条第5項」に改め、同条第3号中「、第141条の20第4項及び第155条第4項」を「及び第141条の20第4項」に改める。

第7条の3第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第34条の2中「第39条の2第3号エ」を「第39条の2第3号オ」に改め、同条第3号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる」を「第78条第2項第4号に規定する」に、「特定公益信託」を「公益信託」に改める。

第2章第6節中第72条の9から第72条の12までを次のように改める。

第72条の9から第72条の12まで 削除

第72条の13中「第155条の2第1項第2号」を「第154条第1項第1号」に改める。

第72条の14第1項及び第2項中「第155条の2第1項第3号」を「第154条第1項第2号」に改める。

第72条の15中「第155条の2第1項第3号及び第155条の12第1項第2号」を「第154条第1項第2号」に改め、「（第72条の17第2項において「戦傷病者手帳」という。）」及び「（第72条の17第2項において「療育手帳」という。）」を削る。

第72条の16及び第72条の17を次のように改める。

第72条の16及び第72条の17 削除

第73条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第155条の3ただし書」を「第146条ただし書」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第73条の2を次のように改める。

第73条の2 削除

第73条の3第1項中「第155条の7第3項」を「第150条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「種別割」を「自動車税」に改める。

第73条の5第1項及び第3項中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第73条の6中「種別割」を「自動車税」に改める。

第73条の12中「第155条の7第3項」を「第150条第4項」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第155条の8第4項」を「第151条第4項」に改める。

第75条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第76条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第155条の10第2項」を「第153条第2項」に改め、同条第2項中「第155条の10第2項」を「第153条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第76条の2第1項中「第155条の11第1項」を「第153条の2第1項」に改め、同項第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「第155条の11第1項」を「第153条の2第1項」に改め、同条第3項及び第4項各号列記以外の部分中「第155条の11第2項」を「第153条の2第2項」に改め、同項第2号中「第155条の11第1項」を「第153条の2第1項」に改め、同項第4号中「第155条の11第2項」を「第153条の2第2項」に改め、同条第5項中「第155条の11第2項」を「第153条の2第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第6項中「第155条の11第1項」を「第153条の2第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「第155条の12第1項」を「第154条第1項」に改め、同項の表中「第155条の4第1項各号」を「第147条第1項各号」に改め、同条第2項中「第155条の12第2項」を「第154条第2項」に、「第155条の4第1項各号」を「第147条第1項各号」に改める。

第77条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項及び第2項中「第155条の12第4項」を「第154条第4項」に改め、同条第3項中「第155条の12第4項」を「第154条第4項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改め、同条中「第155条の13」を「第155条」に改める。

第3章第3節中第88条の3を次のように改める。

第88条の3 削除

第88条の5を次のように改める。

（狩猟税の納付）

第88条の5 県税事務所長は、条例第205条第1項の規定による狩猟税の納付があったときは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第56条の規定により提出する狩猟者登録の申請書に別記第128号様式の2による納税済印を押さなければならない。

第89条第1項中「、第155条の9」を削る。

別記第6号様式の5を次のように改める。

第6号様式の5（第5条関係）

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

県 税	自動車税	事務所	登録番号

㊦納付書兼領収証書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	税額			
	延滞金額			
	計			
口座番号	加入者			
納付の場所	上記のとおり領収しました。			

上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。

県税事務所長

県 税	自動車税	事務所	登録番号

㊦納付書（原符）

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	税額			
	延滞金額			
	計			
口座番号	加入者			
經由機関領収印	受付機関領収印			

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

県 税	自動車税	事務所	登録番号

㊦納付書兼領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度
	登録番号及び金額の数字は、次の字体で枠内に記入してください。	税額		
		延滞金額		
		計		
口座番号	加入者			
經由機関領収印	受付機関領収印			

取りまとめ郵便局
徳島貯金事務所センター
(取りまとめ局→加入者)

県税事務所長

別記第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の2（第5条関係）

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折曲げたりしないでください。

県 税	自動車税	登録番号	第 号	頁
様式	自動車税領収証書			

様式 領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度

納付区分	税額	円
証券受領額の内訳	延滞金額	
額面金額	円	
上記金額のうち	計	
(円)		

種類	振出人	
記号番号	支払場所	

上記の金額を領収しました。 年 月 日

高知県 事務所

現金取扱員

未納額明細	元税額	円	延滞金未納額	円
	未納税額	円	滞納処分費	円

第1号

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折曲げたりしないでください。

県 税	自動車税	登録番号	第 号	頁
様式	原符			

様式 原符

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度

納付区分	税額	円
証券受領額の内訳	延滞金額	
額面金額	円	
上記金額のうち	計	
(円)		

種類	振出人	
記号番号	支払場所	

上記の金額を領収しました。 年 月 日

高知県 事務所

現金取扱員

未納額明細	元税額	円	延滞金未納額	円
	未納税額	円	滞納処分費	円

第2号

この用紙は、機械処理しますので、汚したり折曲げたりしないでください。

県 税	自動車税	登録番号	第 号	頁
様式	領収済通知書			

様式 領収済通知書

市 郡 町 村 番地

事務所	登録番号	C	D	年度

納付区分	税額	円
証券受領額の内訳	延滞金額	
額面金額	円	
上記金額のうち	計	
(円)		

種類	振出人	
記号番号	支払場所	

上記の金額を領収しました。 年 月 日

高知県 事務所

現金取扱員

未納額明細	元税額	円	延滞金未納額	円
	未納税額	円	滞納処分費	円

第3号

備考 この領収証書は、自動車税領収証書、原符、領収済通知書の各片の順に1組とし、1組ごとに番号を印刷して簿冊として、表紙に「県税領収証書（自動車税専用）」の表示及びこの領収証書帳の番号を印刷しておく。

別記第12号様式の4を削る。

別記第13号様式の5及び別記第13号様式の6中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第69号様式中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

別記第118号様式の14から別記第118号様式の14の10までを削る。

別記第119号様式の1から別記第119号様式の2の2までの規定中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第119号様式の3及び別記第119号様式の4を次のように改める。

第119号様式の3及び第119号様式の4 削除

別記第119号様式の5から別記第119号様式の10までの規定中「第72条の10、」を削る。

別記第119号様式の11を次のように改める。

第119号様式の11 削除

別記第121号様式から別記第122号様式の3までの規定中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記第123号様式及び別記第123号様式の2を次のように改める。

第123号様式の2（第77条の2関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日
県税事務所長 様 申請者 住所（所在地） 氏名（名称） 自動車税減免申請書 自動車税の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。		
記		
自動車の表示等	所有者	住所（所在地） 氏名（名称）
	使用者	住所（所在地） 氏名（名称）
	登録番号又は車両番号	用途（自家用又は営業用の別） 自家用 ・ 営業用
	取得年月日	年 月 日 主たる定置場
	区分	構造上、身体障害者等の 1 利用に専ら供するための構造を有する自動車 2 利用に供するための構造を有する自動車 3 運転の用に供するための構造を有する自動車（営業用のものに限る。）
	特別仕様又は構造変更の内容	1 車椅子の昇降装置 2 車椅子の固定装置 3 浴槽の装着 4 その他（ ）
自動車税	当初税額	円
	減免税額	円
	決定税額	円
車椅子の利用者	住所	
	氏名	生年月日 年 月 日
	申請者との続柄	電話番号
自動車の使用目的		
処理	高知県税条例に規定する自動車税の減免要件に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名	

- 注 1 申請者は、納税義務者です。
 2 「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。
 3 自動車の特別仕様又は構造変更の内容及び金額が分かる書類を添えてください。
 4 車椅子を利用することの証明等自動車の使用目的に応じて手続に必要なものがありますので、県税事務所で確認してください。

別記第128号様式を次のように改める。
第128号様式 削除
附 則
 （施行期日）
 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第34条の2の改正規定（同条第3号の改正規定を除く。）は、令和9年1月1日から施行する。
 （経過措置）
 2 この規則による改正前の高知県税規則別記第6号様式の5、別記第10号様式の2、別記第123号様式及び別記第123号様式の2は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月31日（揭示済）  
 高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第28号**  
**高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則**  
 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項及び第2項中「及び第5条第2項」を削り、同条第3項中「又は第5条第2項」及び「の種別割」を削る。  
 第4条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「第5条第1項第3号」を「第4条第1項第3号」に改める。  
 別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

## 第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

|     |                 |                    |
|-----|-----------------|--------------------|
| 申請者 | 主たる事務所の所在地      | 郵便番号 —<br>電話番号 ( ) |
|     | (フリガナ) 名 称      | ( )                |
|     | (フリガナ) 代表者の職・氏名 | ( )                |

## 自動車税課税免除申請書

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による自動車税の課税免除を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 申請に係る自動車 | 登録番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 高知（高） |
|          | 取得年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 年 月 日 |
|          | 前所有者の住所（所在地）及び氏名（名称）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |
|          | 主たる定置場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
|          | 使用目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |
| 添付書類     | <input type="checkbox"/> 条例第4条第1項各号のいずれかに該当する事業を行う法人であることを証する書類<br><input type="checkbox"/> 自動車を条例第4条第1項各号のいずれかに該当する事業の用に供している運行実績を確認することができる書類<br><input type="checkbox"/> 法人の設立認証書の写し<br><input type="checkbox"/> 法人の定款の写し<br><input type="checkbox"/> 自動車検査証に記録されている自動車検査証記録事項の全てを出力した書面（令和5年1月1日前に交付された自動車検査証の場合は、自動車検査証の写し）<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |       |
| 備考       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |

## 第4号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

## 自動車税課税免除決定通知書

年 月 日付けで課税免除の申請のありました自動車税については、次のとおり決定しましたので通知します。

|           |                                                    |      |   |
|-----------|----------------------------------------------------|------|---|
| 登録番号      | 高知（高）                                              |      |   |
| 取得年月日     | 年 月 日                                              |      |   |
| 主たる定置場    |                                                    |      |   |
| 使用目的      |                                                    |      |   |
| 決定事項      | 申請に係る自動車税の課税免除については、承認します・非承認とします。                 |      |   |
| 決定理由      | 高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条第1項の規定に該当します・非該当です。 |      |   |
| 課税免除をする年度 | 年度                                                 | 免除税額 | 円 |

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則別記第3号様式及び別記第4号様式は、この規則による改正後の高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。